

租税特別措置法の改正について

平成 23 年 7 月 4 日
(社) リース事業協会

平成 23 年度税制改正関連法案の未成立の状況が続く中、税制改正の一部分を分離した法律である「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が制定・公布（平成 23 年 6 月 30 日官報号外第 142 号、公布日から施行）されました。

これにより、租税特別措置の創設及び適用期限の延長が行われましたので、下記のとおり、ご連絡申し上げます。

なお、平成 23 年度税制改正関連法案に盛り込まれている法人税率の軽減、貸倒引当金の縮減、減価償却制度の改正等については、継続審議とされていますので併せてご連絡申し上げます。

記

1. グリーン税制（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の創設（租税特別措置法第 10 条の 2 の 3・第 42 条の 5 の 2）

（1）対象企業

青色申告書を提出する個人又は法人（法人の税額控除の適用は中小企業者等※1に限る。）

（※1）中小企業者等は次の①から③に掲げる者

- ①資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人（ただし、発行済株式の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人又は発行済株式の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人等を除く）
- ②資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
- ③農業協同組合等 農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会

（2）対象期間

平成 23 年 6 月 30 日～平成 26 年 3 月 31 日まで

（3）対象設備

エネルギー環境負荷低減推進設備等として定めるもの（別紙参照）

（4）措置内容

取得価額の 7%の税額控除（※2）、又は 30%の特別償却

（※2）所有権移転外ファイナンス・リース取引により対象設備を導入した場合は、税額控除が適用できる。

2. 適用期限の延長

平成 23 年度税制改正で廃止される予定だった次の 2 つの租税特別措置について、適用期限が平成 24 年 3 月 31 日まで延長された。

①エネルギー需給構造改革投資促進税制（即時償却含む）

〈租税特別措置法第 10 条の 2・第 42 条の 5〉

②中小企業等基盤協会税制

〈租税特別措置法第 10 条の 7・第 42 条の 7〉

以上

別表一 新エネルギー利用設備等

番号	機械その他の減価償却資産
1	太陽光発電設備（太陽光エネルギーを直接電気に変換するもののうち、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格（別表三1の項及び2の項において、「日本工業規格」という。）C八九六〇に定める真性変換効率が十三・五パーセント以上（シリコン製の薄膜太陽電池にあつては七・〇パーセント以上とし、化合物太陽電池にあつては八・〇パーセント以上とする。）のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直行変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）
2	風力発電設備（風力エネルギーを回転力に変換し、電気を発生させるもの（発電出力が五百ワット以上のものに限る。）のうち、ロータ及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置、直行変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）
3	水熱利用設備（河川水又は海水を熱源として利用するもののうち、第一号及び第二号に該当するものに限る。） 一 当該河川水又は海水の採水設備（取水口設備、放水口設備及び取水ポンプに限る。）並びに採熱用熱交換器及び配管（採水設備から電動熱源機までの間のものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、ストレーナ、生物付着防止装置、計量装置若しくは自動調整装置を含む。） 二 前号に掲げる設備により製造された熱媒体を供給又は回収するための導管（これと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、供給制御装置若しくは計量装置を含む。）
4	雪氷熱利用設備（雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源として利用するもののうち、当該雪又は氷の貯蔵設備及び配管を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の搬送ポンプ、送風機、熱交換器又は自動調整装置を含む。）
5	バイオマス利用装置（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一 紙・パルプ製造工程バイオマス燃焼ボイラー（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物（紙又はパルプを製造する工程において生じたものに限る。）を燃焼させることにより蒸気を発生させるもの（ストーカ式のものを除き、定格蒸気発生量が毎時一トン以上のものに限る。）のうち、ボイラーの排ガスを利用して燃焼用の空気を二百度以上に加熱する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の前処理装置、ポンプ又は配管を含む。） 二 リグニン燃焼ボイラー（濃縮されたパルプ廃液に含まれるリグニンを燃焼させることにより、蒸解薬液を改修するとともに蒸気を発生させるもの（蒸気温度が五百度以上で、かつ、蒸気圧力が九千八百六キロパスカル以上のものに限る。）のうち、ボイラーの排ガス排出口における排ガスの温度が百三十度以下で、かつ、ボイラー効率が七十パーセント以上のものを専用の自動調整装置と同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の溶解タンク、送風機、ポンプ又は配管を含む。） 三 バイオマス利用メタンガス製造装置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物を発酵させることにより得られた混合ガスからメタンガスを精製するもののうち、前処理装置及び残さ濃縮装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料供給装置、ポンプ又は配管を含む。） 四 バイオマスエタノール製造装置（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第二百八号）第一条第一号に規定するバイオマスを原材料としてアルコール濃度九十九・五パーセント以上のエタノールを製造するもののうち、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）

	<p>る。)を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の粉砕機、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、熱交換器、冷却装置、ボイラー、廃水処理装置、貯蔵装置、ポンプ又は配管を含む。)</p> <p>五 下水汚泥固形燃料貯蔵設備(下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百七十七号)第十三条の三条三号に規定する下水汚泥等を原材料とする固形燃料の貯蔵装置(消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第九条の四第二項に規定する技術上の基準を満たすものうち容積が二千立方メートル未満のものに限る。)及び払出装置(指令に基づく供給量で当該固形燃料の払出しを行う機構を有するものに限る。)を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の受入装置、集じん装置、搬送装置、計量装置又は供給制御装置を含む。)</p>
--	---

別表二 二酸化炭素排出抑制設備等

番号	機械その他の減価償却資産
1	<p>熱併給型動力発生装置(エンジン(希薄燃焼方式又はダブル酵素センサー付(三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。))又はタービン(予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再燃サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。))及びこれらに直結するヒートポンプ方式熱源装置、発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものうち、発電効率(ヒートポンプ方式熱源装置を設置するものにあつては、冷暖房エネルギー効率)及び廃熱回収効率の合計値が七十パーセント以上のもの(発電出力が十キロワット未満のものにあつては当該合計値が八十パーセント以上のものとし、ヒートポンプ方式熱源装置を設置するものにあつては当該合計値が百十パーセント以上のものとする。))に限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ又は配管を含む。)</p>
2	<p>コンバインドサイクル発電ガスタービン(ガスタービンを駆動し発電を行うもの(ガスタービン駆動後の排ガスをボイラーに導いて、熱回収を行い、発生した蒸気を汽力発電に利用するものに限る。))で、当該ガスタービン、燃焼器及び空気圧縮機を同時に設置する場合のこれらのものであつて、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第一号に規定する一般電気事業、同項第三号に規定する卸電気事業又は同項第十一号に規定する卸供給を行う事業(同項第二号に規定する一般電気事業者が実施する入札に応じて落札した供給条件により当該供給を行う事業を除く。)の用に供するものうち、対象となるコンバインドサイクル発電設備の熱効率(高位発熱量で算出した定格負荷運転時の発電端における設計値をいう。)が五十一パーセント以上のものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の起動・停止装置、潤滑油装置、吸排気装置、蒸気噴射装置、制御装置、燃料供給装置又は配管を含む。)</p>
3	<p>高効率配線設備(六千六百ボルト以下の公称電圧で電気の供給を受け、四百四十ボルト又は二百五十四ボルトの公称電圧で負荷機器に電気を供給するための電気設備のうち、定格電圧が二百五十四ボルト以上の電線(電線管類及び電線支持物を含む。)断路器、漏電遮断器、ヒューズ、変圧器、計器、計器用変成器、盤類及び配線器具を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用のリアクトル(定格電圧が二百五十四ボルト以上のものに限る。)コンデンサー、避雷器、遮断器(漏電遮断器を除く。)負荷開閉器、高圧カットアウト又は保護継電器を含む。)</p>
4	<p>高効率複合工作機械(次の各号のいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>一 高効率複合加工機(被加工材を回転させて加工を行う機構及び被加工材を固定させて加工を行う機構を有するもので、高効率モーター(回転子に永久磁石若しくは金属製磁性材料を用いるもの又は半導体インバーター方式により電力制御を行うものに限る。次号において同じ。))により主軸を駆動させるもの及び半導体インバーター式の油圧制御装置、電気制御による駆動装置又は熱変位補正制御装置を同時に設置する場合のこれらの</p>

	<p>ものに限る。)</p> <p>二 高効率複合研削盤（外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削のうちいずれか二以上の研削を行う機構を有するもので、高効率モーターにより主軸を駆動させるもの及び半導体インバーター式の油圧制御装置、電気制御による駆動装置又は熱変位補正制御装置を同時に設置する場合のこれらのものに限る。)</p>
5	ハイブリッド建設機械（原動機として内燃機関及び電動機を搭載した建設機械（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二条第一項に規定する特定特殊自動車のうち同項第一号に掲げるもので、同法第十条第四項の規定により公示されたものに限る。）で掘削を行うもののうち、制動時のエネルギーの回生を行う機構を有するものに限る。)
6	<p>高効率電気式工業炉（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）</p> <p>一 誘導加熱炉（加熱用コイルを用いて電磁誘導作動により被加熱物を加熱する電気炉のうち、加熱用の電源装置に半導体インバーター式の電源装置（半導体スイッチング素子を用いるもので、スイッチング速度が十マイクロ秒以下のものに限る。）を用いて電力制御を行うもの（定格入力電力に対する定格出力電力の割合が九十パーセント以上のものに限る。）に限るものとし、これと同時に設置する専用の駆動装置、制御装置、自動調整装置又は冷却装置を含む。）</p> <p>二 高周波金属溶解炉（三百ヘルツ以上の高周波電力を用いて金属を溶解する電気炉のうち、溶解用の電源装置に半導体インバーター式の電源装置を用いて電力制御を行うもの（処理量一トン当たりの定格消費電力が五百三十キロワット以下のものに限る。）に限るものとし、これと同時に設置する専用の炉傾動装置、制御装置、自動調整装置又は冷却装置を含む。）</p>
7	断熱強化型工業炉（新たに炉床から建設するもので炉内の温度が五百度以上になる工業炉のうち炉内の壁（炉の底部を除く。）の免責の合計の八十パーセント以上が断熱物質（かさ比重の加重平均が〇・六〇以下のものに限る。）で構成されているものに限る。)
8	高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置（燃焼装置から発生する燃焼排ガスの七十五パーセント以上を回収し、蓄熱式熱交換装置により燃焼用の空気を予熱する機構を有するもので、これと同時に設置する専用の送風機、排風機、制御装置又は配管を含む。)
9	プラグインハイブリッド自動車（原動機として内燃機関及びリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機を搭載した道路運送車両法（昭和二十六年法律百八十五号）第六十条第一項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第二条第二項に規定する自動車（次項及び11の項において「検査済自動車」という。）のうち、制動時のエネルギーの回生を行う機構及び外部から供給される電気を当該リチウムイオン蓄電池に充電する機構を有するものに限る。)
10	エネルギー回生型ハイブリッド自動車（原動機として内燃機関及び電動機又は油圧モーターを搭載した検査済自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）別表第一に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、専ら人の運送の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）のうち、制動時のエネルギーの回生を行う機構を有するものに限る。)
11	電気自動車（原動機としてリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機（回転子に永久磁石を用いるものに限る。）のみを搭載した検査済自動車のうち半導体インバーター式の制御装置を用いて当該電動機を制御する機構を有するものに限る。)
12	電気自動車専用急速充電設備（電気自動車（電機を動力源とする自動車のうち内燃機関を有するもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）に搭載された蓄電池に充電するためのもので、絶縁変圧器、整流器、供給制御装置（電気自動車に搭載された専用電子計算機から発信される制御指令信号に基づき電気の供給量を自動的に制御する機構を有するものに限る。）及び充電用コネクタから構成されるもののうち、定格出力が十キロワット以上のものに限る。)
13	ガス冷房装置（ガスを熱源として臭化リチウム液その他の吸収液を当該冷房装置の循環過程

	において二回以上再生するもので、当該吸収液の再生工程若しくは凝縮工程における廃熱により燃焼用の空気若しくは当該吸収液の予熱若しくは温水の製造を行う機構を有するもの又は使用される冷水若しくは温水の流量若しくは温度の変動に対応して冷媒の流量を自動的に調整する機構を有し、かつ、定格冷房能力を定格ガス消費熱量で除して算出した値（高位発熱量で算出したものに限る。）が一・一以上のもののうち、一のガス冷房装置の冷凍能力が三十四キロワット以上のもの（これと同時に設置する専用ボイラー、燃焼制御装置、安全装置、計測装置、ポンプ又は配管を含む。）に限る。）
14	高効率型電動熱源機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の熱源機で、出口標準温度（熱源機の出口温度が冷熱七度以下又は温熱四十五度以上をいう。）の状態において、冷却能力又は過熱能力が百キロワット以上（給湯設備と同時に設置するものについては、加熱能力が十四キロワット以上）のものうち消費エネルギーに対する生産エネルギーの割合が六・〇以上（水冷式のチリングユニットにあっては五・〇以上とし、空冷式のチリングユニットにあっては四・〇以上とする。）のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の冷却塔、冷温水槽、蓄熱槽、制御装置、ポンプ又は配管を含む。）

別表三 エネルギー使用合理化設備

番号	減価償却資産
1	<p>高断熱窓設備（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 高断熱窓装置（建物の開口部に設置される断熱窓装置のうち、日本工業規格 A 四七〇に掲げる計算式に基づいて算出される熱貫流抵抗が〇・二八七以上のものに限る。） 二 高断熱窓ガラス（建物の開口部に設置される複層ガラス又は熱線反射ガラスのうち、日本工業規格 R 三二〇九、R 三一〇七又は A 一四二〇に掲げる計算式に基づいて算出される熱貫流抵抗が〇・二〇以上のもの（当該熱貫流抵抗が〇・二九未満のものにあっては、日本工業規格 R 三二〇九又は R 三一〇六に掲げる計算式に基づいて算出される日射熱取得率が〇・六五以下のものとする。）に限る。）
2	<p>高効率空気調和設備（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 吸収式冷温水機（空気調和用の冷温水を供給するもので、臭化リチウム液その他の吸収液（以下この号及び次号において「吸収液」という。）を循環過程において二回以上再生するもの（熱源により吸収液の加熱を行うものに限る。）のうち、日本工業規格 B 八六二二に掲げる計算式に基づいて算出される定格冷凍能力を定格加熱電源消費熱量及び定格消費電力の和で除して算出した数値（次号において「定格消費熱電効率」という。）が一・一以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ（熱源装置又は蓄熱槽と空気調和機との間の冷水又は温水を搬送するためのもののうち、ポンプ効率が五十五パーセント以上のものに限る。以下第八号までにおいて同じ。）又は専用のボイラー、燃焼制御装置、安全装置、計測装置、ポンプ（熱源装置又は蓄熱槽と空気調和機との間の冷水又は温水を搬送する為のものを除く。以下第八号までにおいて同じ。）若しくは配管を含む。） 二 吸収式冷凍機（空気調和用の冷水を供給するもので、吸収液を循環過程において二回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率が一・二以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用のボイラー、燃焼制御装置、安全装置、計測装置、ポンプ若しくは配管を含む。） 三 空冷式ヒートポンプチリングユニット（空気調和用の冷温水を供給する空冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して算出した数値の平均値が三・〇以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の蓄熱槽、制御装置、ポンプ若しくは配管を含む。） 四 水冷式ヒートポンプチリングユニット（空気調和用の冷水を供給する水冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力を定格消費電力で除して算出した数値が三・三以上のものに限るものとし、これと同

時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の冷却塔、蓄熱槽、制御装置、ポンプ若しくは配管を含む。)

五 蓄熱式空気調和装置（空気調和用の冷温水を供給するもので、ヒートポンプ方式熱源装置又は冷凍機及び蓄熱槽を用いるもののうち、定格日量冷却効率（定格日量冷却能力を冷却に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して算出した数値をいう。第十号において同じ。）又は定格日量加熱効率（定格日量加熱能力を加熱に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して算出した数値をいう。第十号において同じ。）いずれかが二・二以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の冷却塔、制御装置、ポンプ若しくは配管を含む。)

六 ボイラー（空気調和用の温水又は蒸気を供給するもので、廃熱により燃焼用の空気又は当該ボイラーに供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有し、かつ、当該ボイラーの温水温度又は蒸気圧力の変化に応じて燃焼用の空気と燃料との流量比率を自動的に調整する機構を有するもののうち、ボイラー効率が八十六パーセント以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用のポンプ若しくは配管を含む。)

七 真空間接加熱式温水器（空気調和用の温水器で、減圧した容器内の熱媒液を蒸発させ、その蒸気により水の加熱を行うもののうち、ボイラー効率が八十一パーセント以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用のポンプ若しくは配管を含む。)

八 熱電併給型動力発生装置（空気調和用の温水又は蒸気を供給するもので、エンジン（希薄燃焼方式のものに限る。以下この号において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃料方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再燃サイクル方式のものに限る。以下この号において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのもののうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が六十パーセント以上となる場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ若しくは廃刊を含む。)

九 冷凍機組込型空気調和機（冷凍機を組み込んだ空気調和機のうち、一の室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものうち、一の室外機の定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して算出した数値の平均値が三・一以上のものに限る。）につき二以上の室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。次号及び第十一号において同じ。）を同時に設置する場合のこれらのものに限る。)

十 氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機（冷凍機を組み込んだ空気調和機のうち、一の室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）につき二以上の室内機及び氷蓄熱槽を同時に設置する場合のこれらのもの（定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率のいずれかが三・〇以上のものに限る。）に限る。)

十一 ガスエンジン式ヒートポンプ空気調和機（室外機（定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格ガス消費量を電力に換算した数値及び定格消費電力の和で除して算出した数値の平均値が一・一以上のものに限る。以下この号において同じ。）にガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機のうち、一の室外機につき二以上の室内機を同時に設置する場合のこれらのものに限る。)

十二 エアハンドリングユニット（送風機、冷却コイル、加熱コイル、加湿器及びエアフィルターで構成される空気調和機で、熱源から搬送される冷水、温水又は蒸気を使用し、空気の冷却、除湿、加熱、加湿及びに除じんを行うもののうち、ファン効率が四十五パーセント以上のものに限る。)

十三 全熱交換器組込型空気調和機（全熱交換器（全熱交換効率が六十パーセント以上のものに限る。）を組み込んだ空気調和機のうち、排気の顕熱及び潜熱により給気との熱交換を行うものに限る。)

	十四 ファンコイルユニット（送風機、熱交換器及びフィルターで構成されるもののうち、ファン効率が四十五パーセント以上のものに限る。）
3	高効率機械換気設備（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一 全熱交換・換気ユニット（換気のために取り入れる外気と排気との間で全熱交換を行うもののうち、全熱交換効率が六十パーセント以上のものに限る。） 二 送風機（換気のために用いるもののうち、ファン効率が四十五パーセント以上のものに限る。）
4	照明設備（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一 高周波点灯専用形蛍光ランプ（高周波方式の蛍光ランプのうち、ランプ効率が一ワット当たり七十ルーメン以上のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の安定器を含む。） 二 発光ダイオード照明装置（発光ダイオードを光源とする照明装置のうち、ランプ効率が一ワット当たり二十ルーメン以上のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の直流電源装置を含む。）

※一定の基準を満たす建築物に対して、上記設備の全てを同時に設置することが税制適用の要件とされている。

別表四 エネルギー使用制御設備

番号	減価償却資産
1	測定装置（建築物の室内又は室外における温度、湿度、照度、一酸化炭素濃度及び二酸化炭素濃度並びに建築物に設置される空気調和設備、照明設備その他の建築設備（次項及び6の項において「空気調和設備等」という。）の稼働状況及びエネルギーの使用量を測定するもののうち、当該測定した値（次項及び6の項において「測定値」という。）を中継装置（次項に規定する中継装置をいう。3の項から6の項までにおいて同じ。）に送信する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の配線を含む。）
2	中継装置（測定値並びに空気調和設備等の運転及び管理に関する情報（6の項において「運転管理情報」という。）を電子計算機（6の項に規定する電子計算機をいう。）に伝送する機構並びに空気調和設備等の動作を制御するための制御指令信号（以下この表において「制御指令信号」という。）を次項から6の項まで掲げるものに伝送する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の盤類及び配線を含む。）
3	アクチュエーター（中継装置から伝送された制御指令信号に基づき、バルブ及びダンパーの開度を調整する機構を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の配線を含む。）
4	可変風量制御装置（中継装置から伝送された制御指令信号に基づき風量を調整する機構を有するもののうち、空気調和設備の吹出し口に設置するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の配線を含む。）
5	インバーター（中継装置から伝送された制御指令信号に基づき交流電動機の出力軸の回転数を変化させることにより電力負荷を調整する機能を有するもののうち、半導体スイッチング素子を用いたものに限るものとし、これと同時に設置する専用の盤類及び配線を含む。）
6	電子計算機（中継装置から伝送された測定値及び運転管理情報に基づき、空気調和設備等の管理及び建築物の消費エネルギーを最小にするための演算を行う専用の電子計算機（物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものに限る。）に限るものとし、おれと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、音声入力装置、表示装置又はプリンターに限る。）、補助記憶装置、伝送用装置若しくは電源装置又は専用の盤類及び配線を含む。）

※一定の基準を満たす建築物に対して、上記設備の全てを同時に設置することが税制適用の要件とされている。